

山口県公文書等管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準（案）の概要について

1 山口県公文書等管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準（案）（以下「審査基準」という。）について

- ・ 山口県公文書等管理条例第 15 条に基づく、特定歴史公文書の利用の請求があった際に、当該利用の請求に係る公文書に記録されている情報が利用制限情報に該当するか判断を行うための審査基準を定めるもの。
- ・ 利用制限情報に該当するかの判断に際し、「時の経過を考慮する」の運用は、原則として 30 年を超えないものとする考え方を踏まえ、必要最小限の制限を行うこととする。
- ・ 利用制限の審査においては、特定歴史公文書に付された各実施機関の意見を参酌することとなるが、最終的な判断は知事に委ねられる。
- ・ 令和 6 年 4 月 1 日施行予定

2 山口県公文書等管理条例に規定する利用制限について

山口県公文書等管理条例（以下「条例」という。）第 15 条において、特定歴史公文書の利用請求があった際に制限される場合を列挙している。

（特定歴史公文書の利用請求及びその取扱い）

第 15 条 知事は、特定歴史公文書について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 情報公開条例第七条第一号に掲げる情報

ロ 情報公開条例第七条第三号に掲げる情報

ハ 情報公開条例第七条第六号に規定する事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、同号イ又はホに掲げるおそれがあるもの

ニ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

二 当該特定歴史公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は知事が当該原本を現に使用している場合

（1）利用制限に係る「当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合」のうち、「イ 情報公開条例第七条第一号に掲げる情報」について

山口県情報公開条例第 7 条第 1 号

（公文書の開示義務）

第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

① **特定の個人を識別することができる情報等(情報公開条例第7条第1号)**

特定の個人を識別することができる情報は、通常、特定の個人を識別させる部分(例えば、個人の氏名)とその他の部分(例えば、当該個人の行動の記録)とから成立。なお、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、部分利用の規定を適用する。

② **法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報(情報公開条例第7条第1号イ)**

「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、周知の事実であるかは問わない。

③ **人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報(情報公開条例第7条第1号ロ)**

個人に関する情報を公にすることにより害されるおそれがある当該個人の権利利益よりも、当該情報を公にすることにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は公開する。

④ **公務員等に関する情報(情報公開条例第7条第1号ハ)**

公務員等に関する情報は個人に関する情報に含まれるが、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、個人に関する情報の利用制限情報に当たらない。

(2) 利用制限に係る「当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合」のうち、「ロ 情報公開条例第七条第三号に掲げる情報」について

山口県情報公開条例第7条第3号

(公文書の開示義務)

第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～二 略

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないとされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- ① **法人その他の団体又は事業を営む個人の当該事業に関する情報** (情報公開条例第7条第3号)
 - ・ 「法人その他の団体」には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人、権利能力なき社団又は財団等も含まれる。
 - ・ 「事業を営む個人」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
 - ・ 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得など、事業活動に関する一切の情報をいい、営利を目的とするか否かを問わない。
- ② **公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの** (情報公開条例第7条第3号イ)
 - ・ 「権利、競争上の地位その他正当な利益」の「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいい、「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。
 - ・ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利(信教の自由、学問の自由等)の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。
- ③ **任意提供情報** (情報公開条例第7条第3号ロ)
 - ・ 法人等又は事業を営む個人から公にしないと条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、利用制限情報とすることにより、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護するもの。

- ④ 利用制限情報の例外として開示される場合（情報公開条例第7条第3号ただし書き）
- ・ 法人又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は山口県情報公開条例第7条第3号の利用制限情報に該当しない。

(3) 利用制限に係る「当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合」のうち、「ハ 情報公開条例第七条第六号に規定する事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、同号イ又はホに掲げるおそれがあるもの」について

山口県情報公開条例第7条第6号

(公文書の開示義務)

第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～五 略

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ～ニ 略

ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- ① 公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（情報公開条例第7条第6号）
- ・ 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、利用制限情報に該当する。
- ② 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの（情報公開条例第7条第6号イ）
- ・ 監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に公にすると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となるもの、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長し、又はこれらの行為を巧妙に行うことにより隠蔽をすることを容易にするおそれがあるものがあり、このような情報は、利用を制限する。
- ③ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの（情報公開条例第7条第6号ホ）
- ・ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の適用を受ける企業をいう。）又は地方独立行政法人に係る事

業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものは利用を制限する。

(4) 犯罪捜査等情報についての判断基準について（条例第 15 条第 1 項第 1 号ニ（山口県情報公開条例第 7 条第 4 号））

（特定歴史公文書の利用請求及びその取扱い）

第十五条 知事は、特定歴史公文書について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

イ～ハ 略

ニ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- ・ 「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）以外の特別法により、臨検、搜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、条例第 15 条第 1 項第 1 号ニに含まれる。

3 条例第 15 条第 1 項第 2 号の特定歴史公文書の原本の利用制限に関する判断基準について

（特定歴史公文書の利用請求及びその取扱い）

第十五条 知事は、特定歴史公文書について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 略

二 当該特定歴史公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は知事が当該原本を現に使用している場合

- ・ 水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定歴史公文書に記録されていた情報、材質、形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性があるときは、原本の利用を制限することができる。

4 部分利用に関する判断基準について（条例第 15 条第 3 項）

（特定歴史公文書の利用請求及びその取扱い）

第十五条 知事は、特定歴史公文書について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

1～2 略

3 知事は、第一項第一号に掲げる場合であっても、同号イからニまでに掲げる情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- ・ 「区分」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように被覆、複写物の黒塗り等を行い、当該内容が分からないようにすることを意味する。
- ・ 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、利用制限に係る情報を除いた残りの部分が、情報としての意味をなさない文字、数字、符号等の羅列であると客観的に認められる場合等をいう。

5 本人情報の取扱いについて

- ・ 個人識別情報は利用制限情報に該当する（条例第 15 条第 1 項第 1 号イ）が、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、条例第 16 条の規定に基づき取り扱うことになる。

（参考）条例第 16 条

（本人情報の取扱い）

第十六条 知事は、前条第一項第一号イの規定にかかわらず、同号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書につき同号イに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

6 30年を経過した特定歴史公文書に記録されている個人に関する情報の利用制限について

- 別表を定め、30年を経過した特定歴史公文書について、そこに含まれる情報の内容に応じて3区分に分け、公開までの一定の期間（目安）を設定。
- 国立公文書館の審査基準に準拠しつつ、国立公文書館の審査基準には規定されていないが、これまで行政文書の閲覧で運用してきた基準を項目に追加して規定。（下線部）
- 刑法等の犯罪歴に関する情報は、国立公文書館は「罰金以下」＝80年、「禁固以上」＝110年を超える適切な年として区別しているが、これまでの継続性も考慮し、区別せず110年を超える適切な年に整理する。

【別表】

特定歴史公文書に記録されている情報	一定の期間（目安）	該当する可能性のある情報の類型の例（参考）
個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	イ 学歴又は職歴に関する情報 ロ 財産又は所得に関する情報 ハ 採用、選考又は任免に関する情報 ニ 勤務評定又は服務に関する情報 ホ 人事記録に関する情報 へ 旧属籍に関する情報 ト 戦傷病者、戦時愛国団体、引揚・帰還に関する情報 チ 寄贈・寄託に関する情報 リ 公職追放に関する情報 ヌ 教職員適格審査に関する情報
重要な個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	イ 国籍、人種又は民族に関する情報 ロ 家族、親族又は婚姻に関する情報 ハ 信仰に関する情報 ニ 思想に関する情報 ホ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態に関する情報 へ 行政罰に関する情報 ト 身上書、身元調査書等 チ 公的扶助に関する情報
重要な個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年を超える適切な年	イ 犯罪歴・補導歴に関する情報 ^{※1} ロ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 ^{※2} に関する情報 ハ 戸籍、門地に関する情報

※1 「犯罪歴・補導歴に関する情報」には、被害者の情報を含む。

※2 「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。